

山口県健康づくりセンター 利用案内

ご利用いただける施設と申し込み受付期間

利用施設	定員	申込受付期間
多目的ホール	800席	利用月の1年前から
第1研修室	210人	利用月の6か月前から
第2研修室	50人(2/1 使用 25人)	
第3研修室	50人(2/1 使用 25人)	
第4研修室	30人	
健康指導室	100人	
栄養指導室・看護指導室		

※ 収容定員を超えないように十分注意してください。

◎利用の申込み

- 所定の「使用許可申請書」により申し込んでください。

申し込みの受付は、午前8時30分から午後5時15分までです。

ただし土曜日・日曜日・休館日は、受付を行っていません。

(インターネットでの仮予約は2ヶ月分。オンラインで24時間365日可能です。)

- 利用申請できる時間は、原則として午前9時から午後5時までです。(準備や片づけを考慮して申し込んでください。)
- 引き続き5日を超える使用や、定期的な曜日又は日時を指定した利用は原則として受け付けません。

※注意事項

- 提出された「使用許可申請書」を審査した後、「使用許可書」を送付しますが、利用上の決まりなどに違反したときは許可を取り消す場合があります。また、許可を受けた利用の権利の譲渡や転貸はできません。

◎休館日

国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までです。

なお、施設の維持管理上、臨時に閉館する場合がありますのでご了承ください。

◎利用上の注意

- 利用者は、建物・付属施設・設備及び視聴覚機材・教材の管理に責任を持ってください。
(利用者の責任により破損・滅失した場合は、弁償していただく場合があります。)
- 利用許可を受けた施設以外への立ち入りや、設備・器具の使用はできません。
- 敷地内及び会館内壁面等への標示や張り紙は、禁止です。
- 施設で飲食をする場合には、片づけ及び清掃を十分に行い、センター職員の点検を受けてください。
- 設備器具の使用・舞台装置・音響装備等に操作は、センター職員の指示に従ってください。
- 利用者は、次の注意事項について関係者及び入場者に責任をもって指示し、協力を求めてください。

○ 敷地内は禁煙です。

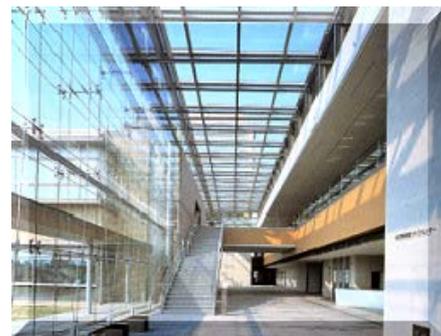
- 危険物の持ち込みや動物(盲導犬・介助犬を除く)をつれた者、その他、風紀をみだしたり他人に迷惑かけるおそれのある者は入場できません。

- 雨天の時は常設の雨傘用ビニール袋等を利用し、会場内にはぬれた傘を持ち込まないようにしてください。

◎後始末

- 終了後は、設備・器具等をもとの位置にもどし、後始末をしてセンター事務室へ連絡してください。

○各施設の利用については、原則として左記の通りとなります。
ただし、全国大会等の催し物で準備の都合上1年以上前から施設予約が必要な場合は、ご相談ください。



- ・センターの利用にともなうゴミ(入場者によるゴミも含む)は、お持ち帰りください。

利用の流れ(手順)

問い合わせ(仮予約ができます。)



来館あるいは電話により、施設の空き状況をお問い合わせ下さい。
(やまぐち施設予約サービスは、2ヶ月間の予約状況を確認できます。)

使用の申し込み(本予約)



申請に必要な書類を提出して下さい。(5P参照)
FAXによる申し込みもできます。
(※申請団体が、使用料金の請求先になります。)

使用許可書発行



申請団体宛に送らせていただきます。
(送付先はご相談に応じます。)

打ち合わせ・下見・試写



事前にご連絡を下さい。調整の上、日時を決めさせていただきます。
(所要時間は、1時間以内です。)
※大会等で1Fホール使用をお考えの場合は、必ず事前にご相談下さい。

使用当日



事務所に、来館されたことを伝えて下さい。(確認の上、研修室を解錠します。)
申請内容に変更が生じた場合は、事務所に連絡をしてください。
使用終了の確認後に、請求書・納付書・利用明細書をお渡しします。
(使用内容に変更があった場合は、後日送付をさせていただきます。)

使用料金の支払いについて

使用料金の支払いは、銀行振込です。(使用日から20日以内)

やむを得ない事情により、利用を取りやめる場合

必ず電話又は来館により、取りやめることを伝えて下さい。
次に、変更許可申請書に必要事項を記入の上、提出して下さい。

申請に必要な書類

① 使用許可申請書

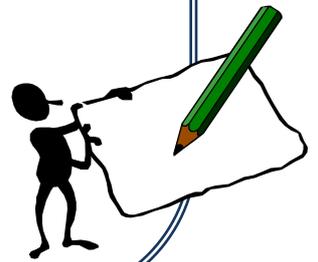
② 開催要項

(開催時間や参加人数、内容等を確認させていただきます。)

③ 使用器具確認書

※①及び③は、健康づくりセンターの事務所に常備しています。

ホームページから様式をプリントアウトすることもできます。



申請上の留意点

○初めてご利用の場合は、団体概要の提出が必要です。

(以前提出していただいた概要に変更がある場合も同様です。)

○減免申請をされる場合は、添付書類が必要です。

(詳細については、総務管理班にお問い合わせ下さい。)

○原則9:00前、又は17:00以降時間延長を見込んで

申請をすることはできません。

○午前使用の場合は午後の使用時間帯にかかるので

時間延長はできません。

使用にあたっての留意点

◎使用器具について

- 研修室で使用する器具は説明書(P7)を確認の上、記入をして下さい。
- パソコン等の機器操作は、会場を使用される方で行って下さい。
- パソコンやDVD等の映写(Wi-Fi設備使用を含む)は、不具合が生じることがありますので事前に試写が必用です。(日時は要相談)**

◎その他

- 室内及び館内の壁や窓へポスター等を張ることは、厳禁です。
必要な場合は、多目的ホール裏の倉庫にある掲示用パネル等を使用して下さい。(無料)
- 講師又は来賓用の駐車場を確保する備品(コーン他)を無料で貸し出しています。
(配置は当日のみ。)
- ホワイトボード用のマーカーは事務所受付に常備しております。必要な本数をご利用下さい。
- 室内で飲食ができますが、空き容器やゴミ類はお持ち帰り下さい。
- 横断幕及び懸垂幕は、多目的ホールと第1研修室にのみ取付設備が有りますが
その他の研修室及び指導室には、取付設備がありません。
- 終了時には必ず会場内の現状復帰と忘れ物等の有無を確認し、事務所に連絡をして下さい。
- 研修室を使用される際は、参加者に専用駐車場又は臨時駐車場の使用を周知して下さい。
(多目的ホール、第1研修室を使用される場合は多くの参加者が見込まれるので、駐車場への車の誘導をお願いします。誘導の際には、誘導備品をご利用ください。)
- 責任者は非常口の確認及び、参加者への周知をお願いします。
(避難誘導通路は、1階 P8、2階 P9参照)

—会館は、自動体外式除細動器(AED)を1階健康プラザ受付横に設置しています。—

多目的ホール・第1研修室 器具説明

○映像・音響設備(マイク等)を使用する場合は、視聴覚機器操作卓料金がかかります。

(展示又は昼食会場等で機器を使用しない場合は、料金はかかりません。)

○有線マイクは4本準備ができ、同時使用も可能です。(無料)

ワイヤレスマイクは4本準備、ピンマイクは2本準備できますが、同時使用は合計4本までです。(有料)

ワイヤレスマイクとピンマイクは有線マイクと同時使用ができます。

※音響設備は講演用に設定されているので、その他の目的で使用される場合はご相談下さい。

○多目的ホールはビデオ録画設備があり、ステージ上の映像をビデオプロジェクターを通して2階ロビーのテレビや第1研修室のスクリーンへ同時放映ができます。

第1研修室には、録画設備はありません。

○横断幕及び懸垂幕の取付は、サイズ確認のために下見が必要です。

(第1研修室で常設プロジェクターと電動スクリーンを使用される場合は、スクリーンの上部が横断幕の影になるので、特に注意が必要です。)

～多目的ホール使用時には、参加者に下記の注意を呼びかけて下さい～

●ホール内の階段席は、下が空洞です。

手荷物や資料を席に置いたまま立たれると、椅子が自動的に閉じるので隙間から落下することがあります。

●ホール内をフラットに出来る構造上、席と席の間に板が出ている箇所があります。

移動の際につまづいて怪我をされないよう、足下に注意が必要です。

第2研修室・第3研修室 器具説明

○有線マイクは2本準備でき、同時使用も可能です。(無料)

ワイヤレスマイクは3本、ピンマイクは1本準備できます。(有料)

ワイヤレスマイクとピンマイクは有線マイクと同時使用ができます。

※音響設備は講演会用に設定されています。その他の目的で使用される場合はご相談下さい。

○パソコンやDVDは、ビデオプロジェクターを通してスクリーンへの映写ができます。

第4研修室・看護指導室 器具説明

○第4研修室及び看護指導室には、ワイヤレスマイク・ピンマイク及び有線マイクの設備はありませんが、必要があればポータブルマイクを準備できます。(有料)

○看護指導室の机は折りたたみ式で、椅子はパイプ椅子です。(会場は2階です。)

○パソコンやDVDは、ビデオプロジェクターを通してスクリーンへの映写ができます。

◎健康指導室・栄養指導室については、使用器具確認書の備考欄をご確認下さい。

利 用 料 金 表

1. 施設利用料

平日料金

(単位:円)

区 分	午前	午後	全 日	延長料	
				9:00~12:00	13:00~17:00
多目的ホール 800人	12,560	16,750	29,310		5,230
第1研修室 210人	4,400	5,860	10,260		1,880
第2研修室 50人	1,250	1,670	2,920		510
第3研修室 50人	1,250	1,670	2,920		510
第2研修室 ^{1/2使用の場合} 25人	625	835	1,460		255
第3研修室 ^{1/2使用の場合} 25人	625	835	1,460		255
第4研修室 30人	620	830	1,450		300
健康指導室 100人	2,500	3,340	5,840		1,020
栄養指導室	3,130	4,180	7,310		1,350
看護指導室	2,500	3,350	5,850		1,030

休日料金(土日)

(単位:円)

区 分	午前	午後	全 日	延長料	
				9:00~12:00	13:00~17:00
多目的ホール 800人	15,072	20,100	35,172		6,276
第1研修室 210人	5,280	7,032	12,312		2,256
第2研修室 50人	1,500	2,004	3,504		612
第3研修室 50人	1,500	2,004	3,504		612
第2研修室 ^{1/2使用の場合} 25人	750	1,002	1,752		306
第3研修室 ^{1/2使用の場合} 25人	750	1,002	1,752		306
第4研修室 30人	744	996	1,740		360
健康指導室 100人	3,000	4,008	7,008		1,224
栄養指導室	3,756	5,016	8,772		1,620
看護指導室	3,000	4,020	7,020		1,236

2. 光熱水費

(単位:円)

区 分	午前	午後	全 日	延長料	
				9:00~12:00	13:00~17:00
多目的ホール 800人	13,290	17,720	31,010		4,430
第1研修室 210人	4,490	5,980	10,480		1,490
第2研修室 50人	710	950	1,680		230
第3研修室 50人	710	950	1,680		230
第2研修室 ^{1/2使用の場合} 25人	370	490	870		120
第3研修室 ^{1/2使用の場合} 25人	370	490	870		120
第4研修室 30人	430	580	1,010		140
健康指導室 100人	1,420	1,900	3,360		460
栄養指導室	2,570	3,430	6,000		850
看護指導室	650	870	1,530		210

3. 器具使用料

(単位:円)

器 具 名	施 設 名				利 用 料 金
	多目的ホール	第一研修室	第二・三研修室	第四研修室	
視聴覚機器操作卓	○	○			2,770
ビデオプロジェクター(ポータブル)	○	○	○	○	1,040
電動スクリーン	○	○			630
ワイヤレスマイク	○	○	○	○	510
オーバーヘッドプロジェクター	○	○	○	○	510
スクリーン	○	○	○	○	300
ブルーレイプレーヤー・テレビ			○	○	1,040
ビデオカメラ	○				930
ノートパソコン	○	○	○	○	930
Wi-Fi設備	○	○	○	○	550

備 考

1 健康づくりセンター利用施設を使用する際、次のような場合に施設利用料が減免の対象となります。

- ▶ (1) 保健、医療の向上を目的とする公共的団体(県内に所在する公益法人・NPO法人又は県内の複数市町において、広域的に活動を行う非営利団体)が営利若しくは宣伝を目的としない健康の保持、増進を図るための活動に使用する場合、又は社会福祉の増進を目的とする公共的団体が営利目的以外の社会福祉活動に使用する場合……施設利用料が半額
- ▶ (2) 保健、医療の向上又は社会福祉の増進を目的として、国・地方公共団体が使用する(委託する場合は含む。)場合……施設利用料が半額
- ▶ (3) 児童・生徒又は学生(学校教育法に規定する学校の児童、生徒及び学生に限りません。)が使用する場合……施設利用料が半額
- ▶ (4) 次のいずれかに該当する場合……施設利用料が半額
 - ① 県、市町が主催(県、市町が参画する実行委員会を含む。)、共催若しくは後援する催物
 - ② 障害者が使用する場合
 - ③ 幼稚園又は保育所の幼児が教育上使用する場合

2 次のような場合には、施設利用料が割増されます。

- ▶ (1) 使用者が県民以外である場合……施設利用料の1.5倍
(団体にあっては、所在地及び代表者の住所のいずれも県外である場合)
- ▶ (2) 営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合……施設利用料の8倍
- ▶ (3) 入場料又はこれに類する料金を徴収する場合(多目的ホール及び第1研修室のみ)……施設利用料の1.5倍

3 利用時期等に関係なく、別に光熱水費が加算されます。

4 視聴覚機器等の器具を使用する場合は、別に器具使用料が加算されます。

※詳しくは、山口県健康づくりセンターにお問い合わせください。(TEL 083-934-2200)